

建設業法施行規則等の一部改正（令和3年1月1日施行）による、監理技術者講習の有効期間の変更について

改正の詳細は監理技術者の登録実施機関のHP等をご覧ください。

改正概要

(改正前)

選任されている監理技術者は、当該選任期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

例

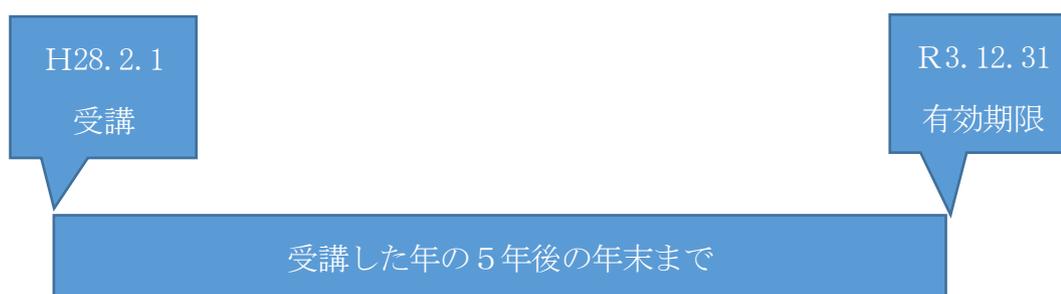


(改正後)

選任されている監理技術者は、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者でなければならない。

(令和3年以降に有効期限を迎える方が対象)

例



上記の改正により、有効期間が5年間を超えるケースが生じるため、経営事項審査における技術職員名簿の「講習受講」欄についての説明（経審説明書P55）を「当期事業年度開始日（基準日翌日）の直前5年以内に受講していること」（基準日以前5年以内に受講していること）から「有効期間に基準日が含まれること」と変更します。